

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

↳ ふるさと納税

Q : 今年度から、ふるさと納税ができるようになるようですが、どのような制度なのですか？

A : 5千円を超える寄附を地方公共団体にした場合には、一定の税額控除が認められるという制度です。

【解説】

今年度の税制改正では、ふるさとに対し貢献又は応援をしたいという納税者の思いを実現する観点から、個人住民税の地方公共団体に対する寄附金税制を大幅に拡充し、一定限度額まで税額控除する制度が導入されることとなりました。

概要は、次のとおりです。

① 概要

地方公共団体に対する寄附金のうち、適用下限額を超える部分について、一定の限度額まで所得税と合わせて全額控除される

② 控除方式

税額控除方式

③ 控除税額の計算

① (地方公共団体への寄附金 - 5千円) × 10%

② (地方公共団体への寄附金 - 5千円) × (90% - 0 ~ 40%) [適用される限界税率]
(ただし、住民所得割の1割が限度)

① と ② の合計額が税額控除される

④ 控除対象限度額

総所得金額等の30%

⑤ 適用下限

5千円

